



取組方針						各関係機関の取組内容													
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川													
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		雲出川・櫛田川				雲出川				櫛田川				
項目	事項	内容	内容	記載箇所	記載箇所	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町		
	⑥	小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施<国・県・市町>	【水防災教育の実施】<県・津市・松阪市> ・小中学生の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)	1) 6	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)	1) 10	これまでの取組 ・出前講座の実施 ・防災ノート等を活用した防災教育を実施する ・要請があれば、出前講座等を実施する												
						今後の取組み ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・三重四川の歴史的治水施設を説明する副読本を作成し、三重四川沿川の小学校に配布予定 ・学校の授業に活用可能な教材を作成	引き続き実施												・前内小中学校の総合学習事業の中で、水災害教育に取り組んでいく
	⑦	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<国・県・市町>	【要配慮者利用施設管理者への説明会の実施】<県・津市・松阪市・国・気象台> ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように、施設管理者に避難対策等の構築を促すための説明会(水害・土砂災害に関する情報提供等)を実施します。	1) 7	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】<県・松阪市・明和町> ・洪水・浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認します。	1) 5	これまでの取組 ・H29年度津市モデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本県にて講習会の運営マニュアルを作成												
						今後の取組み ・自治体への訪査を行う【引き続き実施】													・要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける
	⑧	防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>			【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	1) 11	これまでの取組 ・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る ・出前講座の実施												
						今後の取組み ・上記を引き続き実施するのに加え ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・三重四川の歴史的治水施設を説明する副読本を作成し、三重四川沿川の小学校に配布予定													・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく【引き続き実施】
						これまでの取組													
						今後の取組み													・県からの情報伝達が適切に行われるよう定期的な訓練を県とともに実施する
						【避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達】<県・津市・松阪市> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる危険箇所の危険水位等の情報を県と市が共有します。 ・氾濫危険水位到達時に、水位情報を迅速かつ的確に市に伝達します。	1) 4	【水害危険性の情報共有】<県・明和町・松阪市> ・水害危険性(浸水状況等)の情報を共有します。	1) 3										水位観測所での氾濫危険水位到達から、危険箇所での危険水位について、市に情報共有し、ホットラインを運用開始。(H30.3)
																			住民が迅速な避難行動をとれるよう、適切に避難勧告等を発令していく【引き続き実施】

取組方針					各関係機関の取組内容														
直轄			県管理河川		雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町	
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所													
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
① 避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 ＜国・気象台・県・市町＞					【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ＜県・松阪市・明和町＞ ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・水位周知河川の沿川市町等と河川管理者においてホットラインの運用を行います。  【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ＜県・松阪市・明和町＞ ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。		これまでの取組	策定済み(四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊勢市)	—	策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。	—	—					—	H29年策定済み	
							今後の取組み	・避難判断水位を超える洪水を経験する毎に実運用し適宜見直し作業を実施する【引き続き実施】	・県管理の水位周知河川を対象に、県と市町の連携により河川及び市町別にタイムラインを作成する。	引き続き実施							検討を進める	・今後検討していく	
② タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 ＜国・市町＞							これまでの取組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							今後の取組み	・自治体への助言を行う【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	・次期出水期までに作成する	—	検討を進める	・今後検討していく	
④ 想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し＜市町＞							これまでの取組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	随時検討	
							今後の取組み	—	—	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	—	—	—	—	・浸水想定区域見直し後の避難勧告等の発令基準の見直しについて、整理する平成30年度中に)	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	随時検討		
⑤ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 ＜国・市町＞							これまでの取組	・自治体への助言を行う	—	—	・雲出川下流の避難のあり方検討会(H26～H27)において検討・周知済み。	—	—	—	—	—	随時検討する	・随時検討	
							今後の取組み	引き続き実施	—	—	・今後は最大想定規模を踏まえた対象エリア等の整理・見直しを行う。	—	—	—	・浸水想定区域見直し後の避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序について、整理する平成30年度中に)	—	—		
⑥ 水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う ＜市町＞					【隣接市町における避難場所の設定】 ＜松阪市・多気町・明和町＞ ・各市町において水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に取り次ぎできない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。	1) 4	これまでの取組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・平成27年度に見直し済み。	策定済み	
							今後の取組み	・最大規模想定を踏まえ、見直しを行う。(H30)	—	—	—	—	—	—	—	—	・浸水想定区域見直し後の指定避難場所の見直しについて、整理する(平成29年度の出水期までに平成30年度中に)	済	済
⑦ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施＜国・気象台・県・市町＞		2) 12			＜県・松阪市・明和町＞ ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、模擬文を使用し実際と同じ伝達系統で、洪水時の水位情報を関係機関に伝達します。	2) 17	これまでの取組	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	三渡川(松阪市)実施済み	県管理河川の洪水対応演習を実施。(安濃川)(H29.4.25、H30.4.24)	—	・毎年、出水期前までに実施する	—	出水期前までに、情報伝達先等を確認する。	—	
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	要検討	
【水門開閉訓練の実施】＜県・津市＞ ・洪水時に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。		2) 13			【水門開閉訓練の実施】 ＜県・松阪市・多気町・明和町＞ ・洪水時に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	2) 18	これまでの取組	—	—	—	—	—	県が実施する水門開閉の訓練に立会う。また、自治体等にも立会の要請を行う。	—	—	—	—	—	
							今後の取組み	—	—	—	—	—	県が実施する水門開閉の訓練に立会う。また、自治体等にも立会の要請を行う。	1箇所を選定し実施予定	—	—	—	—	
⑧ 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る＜国・県・市町＞							これまでの取組	・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る。道路情報共有等で連携を図る。	・すでに対応済み	—	—	—	—	—	—	—	・所長と市長間のホットラインを始め、すでに対応済み	・すでに対応済み	・すでに対応済み
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施	引き続き連携を図る	—	—	—	—	引き続き連携を図る	引き続き連携を図る	引き続き連携を図る	引き続き実施	

取組方針						各関係機関の取組内容													
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川				
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町	
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所													
		⑩報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信 <国・県・市町>					これまでの取組	・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う	—	—	—	・マスコミと連携し、デジタル放送を活用した情報発信を実施	—	—	Lアラート等を活用し、情報を発信する。	・Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う	
		(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					今後の取り組み	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	—	—	—	引き続き実施	—	—	引き続き実施	引き続き実施	
		⑪住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信 <国・県・市町>					これまでの取組	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・Lアラート、緊急通報メールによる情報発信
							今後の取り組み	—	—	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。	—	—	—	・スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信についても検討する	—	—	緊急通報メールやLアラート等を活用し、情報を発信する	引き続き実施	
							これまでの取組			・広報誌や全戸に配布した独自の防災冊子において周知した。(H29)	—		「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15)	—	—	—	—	—	
							今後の取り組み			HPでの周知を検討	—	—	—	—	—	—	緊急通報メールやLアラート等を活用し、情報を発信する	—	
		⑫円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備<市町>					これまでの取組			—	—	—	—	—	—	—	—	—	・一部避難場所には防災行政無線を設置済み
							今後の取り組み			・防災行政無線の整備(飯南・飯高)(H30～H31) ・防災行政無線を保管するための庫内向け情報発信を整備(H30)	—	—	—	・防災無線を補完する装置の設置を検討する	—	—	防災行政無線の戸別受信機設置を推進する	今後、随時検討【引き続き実施】	
							これまでの取組			(平成29年度) ・7月から実施済み ・基準値を変更する該当市町に説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							今後の取り組み			(平成30年度) ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の水害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—

取組方針						各関係機関の取組内容													
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川				
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町	
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所													
3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																			
(1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																			
		①消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 ＜市町＞					これまでの取組												・各種訓練時に実施を検討する。
							今後の取組み												・定期的な伝達訓練を実施する
		②関係機関が連携した水防訓練 【水防法第三十二条の二】＜国・県・市町＞	【水防訓練の実施】＜県・津市・松阪市＞ ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	2) 11	【水防訓練の充実】 ＜多気町・明和町・松阪市＞ ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	2) 17	これまでの取組	・水防管理団が行う水防訓練への参加	・水防管理団が行う水防訓練への参加				・毎年実施している。(隔年で市水防訓練・隔年で三雲方面団での訓練)	—	津市主催の津方面水防工法・消防団活動訓練に参加。(H29.5.14)				・総合防災訓練で水害想定の実施を実施する
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施				—	—	—				・総合防災訓練で水害想定の実施を実施する
		③迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換＜国・市町＞					これまでの取組	・水防団との意見交換会を実施する											・消防団事務局を通じて情報共有を行う。
							今後の取組み	引き続き実施											・定期的な消防団の会議を開催するとともに、各地域での消防団幹部会議を開催する
							これまでの取組												—
							今後の取組み												水防訓練の中で各関係機関が連携するために実践に即した各種訓練を実施し、水防体制の確立を図る。
		④重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う＜国・県・市町＞	【重要水防区域の点検】＜県・津市・松阪市・国＞ ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。	2) 9	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ＜県・松阪市・多気町・明和町＞ ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 ・水防資機材の備蓄情報を共有します	2) 15	これまでの取組	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標に】	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する									・河川/ストロールを実施。(適時) ・点検実施。(年1回:H29.9~11) ・代表地区(相川)で県と関係者による点検実施。(H29.10.5)
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施			引き続き実施						・定期的な共同点検に参加する
		⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施＜国・市町＞					これまでの取組	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催											・広域消防組合を通じ消防団幹部会議での資料配布や講習会等の開催する。
							今後の取組み												引き続き実施
		⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置＜国・市町＞	【量水標の設置】＜県・津市・松阪市＞ ・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。	2) 10	【危機管理型水位計、量水標の整備】 ＜県・松阪市・多気町・明和町＞ ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います	1) 13	これまでの取組	(簡易水位計) 【H27年度末時点】で館原川1箇所、櫛田川1箇所、宮川1箇所に設置済み											設置箇所の情報提供と共有を行う。
							今後の取組み	(量水標) ・平成30年度に危険箇所量水標を危機管理型水位計を順次設置する											引き続き実施
		⑨住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信＜国・県・市町＞					これまでの取組	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)										—
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施										・津市が実施している水位に係るペイントを実施(調整中) ・量水標を設置(調整中) ・水位計を設置(調整中)
																			・中小河川における避難行動を迅速に行うため、展望や橋脚等に簡易水位表の設置を行う
																			・スマートフォン等を活用したプッシュ型情報発信についても検討する。
																			緊急連絡メールやアラート等を活用し、情報を発信する
																			・アラート、緊急連絡メールによる情報発信

取組方針						各関係機関の取組内容														
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町		
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所														
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																				
		① 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>					これまでの取組	支援する											・自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する	
		② 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>					今後の取り組み	引き続き実施											・広報や地域活動時において周知を実施する。【未定】	
		③ 災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市町>			【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】<松阪市・多気町・明和町> ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。	2) 20	これまでの取組	—											・自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する	
							今後の取り組み	関係市町と調整し説明会を開催する。											・広報や地域活動時において周知を実施する。【未定】	
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																				
		① 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>					これまでの取組	—	・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)											—
							今後の取り組み	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。	引き続き実施										・現在の状況を把握し、排水計画を検討・作成する。	
		② 排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>					これまでの取組	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。	・河川管理者が実施する排水訓練に参加する										・迅速な派遣要請が可能となるよう連絡体制を整備するとともに、河川管理者が実施する訓練に参加する	・河川管理者が実施する訓練に参加する
							今後の取り組み	引き続き実施	引き続き実施										引き続き実施	引き続き実施
		③ 堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>					これまでの取組	・年1回、実施する												・年1回図上訓練を実施する
							今後の取り組み	引き続き実施											引き続き実施	—
		④ 施設・庁舎の耐水化<国・市町>			【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】<松阪市・多気町・明和町> ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施します。	2) 21	これまでの取組	—	・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)											・必要に応じて検討する。
							今後の取り組み	—	引き続き実施										・市庁舎の非常用発電機を上階へ整備する	引き続き実施
		⑤ 水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>					これまでの取組	—	・三重県BCPを策定済み										—	—
							今後の取り組み	検討する。	済										・国、県の計画を参照し、市独自の体制を検討する。【未定】	・水害BCP(事業継続計画)の作成を検討する
(4) ダムの危機管理型の運用方法の高度化																				
		① 下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用<国・県>			【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ダム運用)】<県> ・洪水調節容量の確保のため、安濃ダムの管理水位の設定と事前放流の試行を実施します。	3) 17	これまでの取組		・君ヶ野ダム(雲出川)、宮川ダム(雲川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている											・異常洪水時防災操作時において、洪水時最高水位(サーチャージ水位)を超過するダム操作規則の変更(平成28年度)
							今後の取り組み		引き続き実施										引き続き実施	—

取組方針						各関係機関の取組内容																													
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川																				
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所		三重県		津地方気象台		松阪市		松阪建設事務所		松阪地域防災総合事務所		津建設事務所		津地域防災総合事務所		津市		蓮ダム管理所		多気町		明和町						
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所																													
4) 河川管理者が実施するハード対策																																			
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【危機管理型ハード対策】<県> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。	3) 14	【危機管理型ハード対策】<県> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に堤防の天端舗装や堤防裏法保護工の整備を行います。	3) 22	これまでの取組																												
									今後の取り組み	引き続き実施																									
									これまでの取組																										
									今後の取り組み																										
6) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																																			
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。<国>	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。<国>	4) 18	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。<国>	4) 25	これまでの取組																												
									今後の取り組み																										
									これまでの取組																										
									今後の取り組み																										
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表し、確認に市へ伝達します。<県> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 <県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接配信します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実に実施します。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表し、確認に市へ伝達します。<県> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 <県・津地方気象台> ① 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。<県・津地方気象台> ・避難勧告等の発令基準の運用と、的確な伝達周知を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4) 19	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表し、確認に市へ伝達します。<県> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 <県・津地方気象台> ① 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。<県・津地方気象台> ・避難勧告等の発令基準の運用と、的確な伝達周知を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4) 26	これまでの取組																												
									今後の取り組み																										
									今後の取り組み																										
									今後の取り組み																										
		【早めの避難につなげる啓発活動】 ・市担当者向けの勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」「土砂災害に関する防災訓練の実施」要配慮者利用施設の警戒避難体制づくりを支援・促進します。 <県・気象台> ・土砂災害から身を守るため自主避難を促す出前講座を実施します。 <県・気象台> ・土砂災害防止月間(6月)を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。<津市・松阪市>	【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市担当者向け勉強会等を実施します。<県> ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。<県・松阪市・多気町・明和町> ・土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく防災訓練・防災教育を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4) 20	【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市担当者向け勉強会等を実施します。<県> ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。<県・松阪市・多気町・明和町> ・土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく防災訓練・防災教育を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4) 27	これまでの取組																												
									今後の取り組み																										